

単元未満株式買増請求書・取次依頼書 記入例

1単元の株式数 株 1,000	=	ご所有の単元未満株式数 株 700	うち提出株券株式数 (未上場会社) 株	+	買増請求株式数 株 300
-----------------------	---	-------------------------	---------------------------	---	---------------------

1単元の株式数をご記入ください。

ご所有の単元未満株式数をご記入ください。

未上場会社で提出株券がある場合にご記入ください。

買増請求される株式数をご記入ください。

買増請求株式数×株価×乗数=買増概算金額(千円未満切り上げ)
(乗数:会社により異なります。通常1.3です)
<郵送によるお手続き>
[三井住友信託銀行 芝営業部 当座 1056885 日本証券代行株式会社(買増口)] へお振込みください。
<窓口でのお手続き>
買増概算金額を窓口にお持ちください。

特別口座用・未上場会社用		単元未満株式買増請求書・取次依頼書	
会社名	〇〇〇〇 株式会社	××年××月××日	ご入金額(買増概算金額) ※買増概算金の口座引落はできません。 ¥ 3 0 0 0 0 0
提出先	日本証券代行株式会社 へ	買増請求株式数	株 300
1単元の株式数	株 1,000	ご所有の単元未満株式数	株 700
	=	うち提出株券株式数	株 (未上場会社)
		+	株 300
私が所有する貴社の上記株式について、買増請求または取次を依頼します。 買増しに伴う精算金額は右記返金方法指定欄に記載の方法により精算するよう請求します。			
株主番号			
電話(日中連絡先)	03 - 1234 - 5678		
〒	103-8202		
住所	東京都中央区日本橋茅場町1-2-4		
氏名	(フリガナ) ダイコウ タロウ	届出印	代行
金融機関口座振込	10. ※ゆうちょ銀行は指定できません。 銀行 〇〇 信金 農協 △△ 信組 労金 支店 金融機関番号 店番号 種目 口座番号 ① 普通・総合 0 1 2 3 4 5 6 ② 当座 ④ 貯蓄 ⑨ その他 フリガナ タ・イコウ タロウ 氏名 代行 太郎 21. ゆうちょ銀行現金払 貯金事務センターから振替払出証書が送付されるまで多少の日数を要します。窓口で本人確認の書類の提示を求められる場合があります。		
社用欄			

ご所有の株式の会社名をご記入ください。

必ず日中連絡可能な電話番号(携帯電話でも可)をご記入ください。

お届出住所、氏名をご記入ください。

お届出印をご捺印ください。

「返金方法指定欄」
「金融機関口座振込」または「ゆうちょ銀行現金払」のいずれかをご指定ください。「金融機関口座振込」の場合は、銀行名、口座番号等は正確にご記入ください。
ゆうちょ銀行は指定できません。
ご指定のない場合は、ゆうちょ銀行現金払でご返金させていただきます。

ご照会先
〒168-8620
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
日本証券代行株式会社
代理人部
☎ 0120-707-843

特別口座用・未上場会社用

単元未満株式買増請求書・取次依頼書

会社名	年 月 日	ご入金額 (買増概算金額) ※買増概算金の口座引落はできません。
提出先 日本証券代行株式会社 あて	買増請求株式数 株	円
1 単元の株式数 株	=	ご所有単元未満株式数 株
	=	うち提出株式数 (未上場会社) 株
	+	
私が所有する貴社の上記株式について、買増請求または取次を依頼します。買増しに伴う精算金額は右記返金方法指定欄に記載の方法により精算するよう請求します。		
株主番号	返金方法指定欄(いずれかに○印)	10. 金融機関口座振込
住所	銀行	信金 農協 信組 労金 支店
氏名	フリガナ 氏名	金融機関番号 店番号 種目 口座番号
		1. 普通・総合 2. 当座 4. 貯蓄 9. その他
		21. ゆうちょ銀行現金払 貯金事務センターから振替払出証書が送付されるまで多少の日数を要します。窓口で本人確認の書類の提示を求められる場合があります。
	届出印	社用欄

(注) 1. 裏面のご案内をご参照のうえ、太枠の中にご記入、ご捺印ください。
2. 証券会社等に一般口座をご利用の株主様は、お取引の証券会社等でお手続きください。

NoN28009-00 東(1×50)1年 2013.01 ナカ

ご 案 内

1. 買増請求について
 - (1) この買増請求書は上場会社（特別口座）ならびに未上場会社用です。証券会社等の一般口座をご利用の株主様はお取引の証券会社等でお手続きください。
 - (2) 買増請求の効力発生日（価格決定日）は次のとおりです。
 - ・上場会社（特別口座）
特別口座の口座管理機関から株主名簿管理人に買増請求が到着した日。
 - ・未上場会社
株券（発行されていない場合は不要）および書類が株主名簿管理人の事務取扱場所または取次所に到着した日。
 - (3) 買増日、買増価格、適用取引所等の指定は認められません。
 - (4) ご記入の株式数が、振替口座簿記載株式数（未上場会社においては株主名簿記載株式数）と異なるときは、改めて正しい数をご記入のうえ、お手続き願います。
 - (5) 株式併合等が行われる場合であって、証券保管振替機構の業務規程第70条第1項第2号イからへまでに掲げる日までに買増価格が決定しないときは撤回の申出があったものとみなします。
 - (6) 買増請求を受けた株式は、会社が買増代金の受領を完了した日に、買増しをご請求の株主様に移転します。
 - (7) 会社が所有している株式の残高が不足した場合、または権利確定日前一定の期間（確定日を含む）は買増請求の受付を停止させていただきますので、ご了承ください。なお、受付停止期間および再開時期等の詳しい内容は、口座管理機関にご照会ください。
2. 買増概算金について
 - (1) 買増しのご請求にあたり、あらかじめ買増概算金のご入金が必要ですのでご了承ください。
 - (2) 買増概算金の計算方法
買増請求株式数に請求日の前営業日の取引所における会社の終値（新聞紙上の株式欄をご参照ください。）を乗じた額に、会社が定める割合を乗じた額（千円未満切り上げ）を記入し、ご入金ください。
郵送による請求にて買増概算金をご入金いただいた方で、買増概算金が規定の金額に満たない場合は、別途入金依頼書を送付しますので、ご入金ください。
 - (3) 買増概算金にお利息はつきませんので、ご了承ください。
 - (4) 精算方法
買増概算金から、手数料を含む買増しに必要な金額を差し引いた精算金は、ご指定の方法でご返金します。
返金方法指定欄にご指定のない場合は、ゆうちょ銀行現金払でご返金させていただきます。

〔ご郵送先〕

〒168-8620
東京都杉並区和泉2-8-4
日本証券代行株式会社
代理人部